

「県民緑税」案及びそれを活用する事業案に対して提出された意見等の概要及びこれに対する考え方

平成17年1月12日に公表しました「県民緑税」案及びそれを活用する事業案に対し、平成17年1月31日まで県民の皆様から意見募集を行ったところ、146名の方から、343件のご意見やご提言が寄せられました。

寄せられたご意見等の概要とそれに対する県の考え方については以下のとおりです。

多くのご意見を便宜上、要約させていただきましたことにつきましてはご了承をお願いいたします。

項目等	番号	意見の概要	件数	意見等への考え方
緑の現状・ 保全の重要性への認識 の表明	1	・緑は様々な公益的機能を有している。人間にとってかけがえのない存在の緑の保全は重要な課題である。	9	緑の有する多様な公益的機能は、私たちの生活に密接に関わっていますが、社会経済環境の変化、都市化の進展等で、森林の荒廃、都市の緑の喪失が進んでいます。 特に、この度の一連の台風による甚大な被害で、森林をはじめとした緑を整備することの重要性・必要性が改めて強く認識されました。
	2	・山が荒廃しており早急な森林整備が必要である。 ・森林の公益機能が低下しており、その保全が重要である。 ・今回の風水害で森林の大切さを再認識した。	41	こうした緑の保全・再生は、これまでのような森林所有者等の一部の人々の活動では進めがたい状況となっているため、緑の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして「県民緑税」を導入させていただきました。
	3	・林業採算性の悪化、外材依存等により、林業が衰退している。	8	昭和30年代の経済成長期に木材需要が急増し、木材価格の高騰による物価の急上昇を招いたことから、政策として外材輸入措置がとられ、これがやがて木材の輸入自由化に繋がったという当時の社会経済情勢があります。 現在では、林業や木材産業は搬出コスト面、生産規模面、品質管理面で外材との競争が強いという厳しい局面にありますが、兵庫県では人工林の公益的機能を低下させないよう公的支援を行い、10年間で間伐を100%実施する森林管理100%作戦に取り組むとともに、生産コストの低減のための路網整備や森林組合等の経営基盤の強化、県産木材需要の拡大など総合的な取組を進めています。
	4	・都市の緑の機能は重要であり確保する必要がある。	3	兵庫県は、市街化区域面積が全国8位であり、全国的にも大規模な都市地域が存在し、県民の約8割が暮らしています。 都市における私たちの様々な活動が、環境に与える負荷は大きなものがあり、ヒートアイランド現象や騒音、大気汚染など、数多くの環境問題を引き起こしています。 都市地域における緑の増加は、こうした環境問題を軽減し、ゆとりと潤いのある都市環境の創造につながります。また、阪神・淡路大震災で火災の延焼や建物の倒壊防止等防災機能が注目されたところであり、都市の防災機能の向上の観点からも、

				<p>都市の緑も早急な整備が必要であると考えています。</p> <p>こうした都市の緑を整備し、近隣の里山林等と接点をもつことで、緑のネットワークが形成されることにより、さらに効果的に緑の公益的機能が発揮され则认为しています。</p>
経費負担の考え方・課税案等	5	・県民税均等割超過課税は簡便で徴税費もかからないのでよい。	3	<p>「緑の保全のための税検討委員会」の検討においては、県民税均等割超過課税と法定外税の創設について検討がなされ、税制度の創設に関する社会的コスト等を考えた場合、県民税均等割超過課税が導入するに相応しいとされました。</p>
	6	・県民税は国民健康保険料に影響するので新たな税目を創設すべきである。	5	<p>個人県民税均等割超過課税を実施した場合、神戸市の国民健康保険の一部の被保険者の方には、国民健康保険料額の取扱いをどうするのかという問題が生じる可能性があります。県民緑税の創設が国民健康保険料額の増加につながらないように、神戸市と調整・連携していくことを検討したいと考えています。</p>
	7	・課税案には賛成だが、国民健康保険料に影響する。	1	<p>なお、本県においては、神戸市以外の市町では県民緑税の創設と国民健康保険料額との関係は生じません。</p>
	8	・二酸化炭素排出、道路建設による開発の観点から自動車への課税を考えるべきである。	2	<p>森林や都市地域の緑は、全ての県民の生活に関わる様々な公益的機能を同時に発揮していることから、緑の保全・再生のための経費に係る財源は、広く薄く県民の皆様にご負担いただく県民税均等割超過課税が合理的であると考えています。</p> <p>地球温暖化等の観点からは、二酸化炭素の排出に着目した課税などが考えられますが、こうした課税は緑の多様な公益的機能の一部分の機能を取り出したものであり、緑の公益的機能全体を保全するという観点からは、必ずしも適切とはいえないと考えています。</p>
	9	・公的管理後の立木処分の制限、立木売却の場合の課税制度も必要ではないか。	2	<p>兵庫県では、これまでから公益的機能に着目した森林資源の社会化の観点から、間伐されず放置された森林について、所有者の負担が無い形で間伐を実施する公的管理を行ってきました。</p> <p>こうした事業は、森林所有者と市町や県等が長期にわたる協定を結び、整備主体や整備後の保育管理、所有権の制限などそれぞれの役割分担や行為制限等を取り決めており、森林所有者が自由に森林を処分できない枠組みとなっています。</p> <p>「県民緑税」による事業も、こうした協定等により、整備後の森林が公益的機能を十分発揮できる形で存在する枠組みで進めていくことを予定しています。</p>
	10	・5年間の課税期間では短い、継続が必要ではないか。	3	<p>緑の保全のための事業は長期にわたるものですが、期限を設けずに負担を求める、あるいは非常に長期間の負担を求めることは、県民の皆様の理解を得られにくいと考えています。</p> <p>このため、一定の期限を設け、課税の期間が経過する際に、</p>

			その時点における、緑の保全・再生の状況や社会経済情勢の状況等を考慮しながら、必要に応じた見直しを行うことが適切と考えています。
1 1	・生産森林組合は最小限の超過税率となるよう配慮してほしい。	1	<p>「県民緑税」の趣旨は、県民共通の財産である緑の保全・再生を社会全体で支えようというものであり、広く会費的に、その経費となる財源の負担をお願いしようとするものです。</p> <p>法人については、地域社会を支える会費的性格である県民税均等割が、資本等金額により段階的に設定されていることから、「県民緑税」についても、この段階に沿った形で、ご負担いただきたいと考えています。</p>
1 2	・行革の推進、経費節減、合理化、事業の見直等により既存財源で対応すべきである。	1 0	<p>中長期的にわたる健全な財政運営を確保しつつ、重要な政策課題に的確に対応するため、不断の努力で行財政構造改革を推進する必要があると考えています。</p> <p>兵庫県では、平成 20 年度までの 10 年間を改革期間とした「行財政構造改革推進方策」を平成 10 年度に策定し、行財政全般にわたる改革に取り組み、平成 15 年度には、この推進方策の後期 5 年についての見直しを行い一層の改革を進めています。</p> <p>このように厳しい財政状況ですが、昨年、一連の風水害により大きな被害があったこと、また、緑が育つには長い期間が必要であり、多様な公益的機能を発揮する緑を将来の世代に引き継ぐため、早期に緑の保全を図る必要があることから、緑の保全を社会全体で支える仕組みとして、「県民緑税」を導入させていただきました。</p> <p>平成 18 年度の実施までの間に、県の行財政構造改革の取組についても十分に説明をしたうえで、ご理解を得ていきたいと考えています。</p>
1 3	・木材資源の活用方法の多様化を通じて採算が取れるようにするべきである。	1	<p>県産材の活用は、林業生産サイクルを円滑に循環させる重要な課題と捉え、「ひょうごの木造・木質化作戦」を展開し、木材利用の推進に鋭意取り組んでいるところです。</p>
1 4	・開発規制、開発の中止により対応すべきである。	3	<p>開発行為については森林法や都市計画法などの様々な法令により規制が加えられています。</p>
1 5	・開発等の原因者や受益者が経費を負担すべきである。	4	<p>開発の抑制は緑の保全にとって重要なことですが、森林については、社会経済環境の変化から整備が十分に行われず荒廃が進んでおり、また、都市地域においても十分な緑が確保されていないことから、緑の保全・再生を早急に進めていく必要があると考えています。</p> <p>なお、本県では、一定規模以上の森林開発者から、協力金をいただき、森林整備や県民運動による県土の緑化等の事業に充当する制度を実施しています。</p>

	16	・国や県の既存施策との差異がわからない。	3	<p>「県民緑税」を活用する事業は、特に災害に強い森づくり等の新たな課題に対し、従来の財源で対応できない部分を対象と考えています。</p> <p>森林整備では、これまでの施策の対象となっていない高齢人工林を対象とした事業や、山地災害防止機能の強化が求められる人工林を対象に、間伐木を利用した土留工や枝打ちを実施する事業などを行うこととしています。</p> <p>また、都市緑化では県民によるまとまりのある緑、連続性のある緑の創出への支援施策を展開していきたいと考えています。</p>
	17	・安易な増税は許されない。	4	「12」参照
	18	<p>・企業に応分の負担を求めるべきである。</p> <p>・地球温暖化等の原因企業の税率を高めるべきである。</p>	2	<p>法人については、資本等の金額に応じて段階的にご負担をいただきたいと考えています。</p> <p>二酸化炭素の排出は、企業活動によるものだけでなく、一般の家庭での電気・ガス等の消費による排出も大きな問題となっています。また、緑には、二酸化炭素の吸着以外にも多様な公益的機能があり、こうした公益的機能は、すべての県民の生活、法人の活動に直接的・間接的に関わっていることから、広く県民・法人の皆様にご負担を均質に求めることがふさわしいと考えています。</p>
	19	・課税案の税率は低いのではないかと。	3	<p>広く県民の皆様にご負担をお願いするものであり、過度な負担とならない水準として、均等割の標準税率(1,000円)等も考慮し、800円という税率を設定しました。</p> <p>なお、法人については、本県における法人県民税と個人県民税の課税額の割合(個人県民税の概ね20%)、既に実施している法人の超過課税の負担水準等を考慮し、標準税率の10%相当額としたところです。</p>
税収の使い方	20	・用途を緑の保全に限定し、用途が明確になるようにしてほしい。	4	<p>「県民緑税条例」において、「県民緑税」を活用する事業は森林の整備や都市の緑化に限定し、「県民緑基金」の創設により税の用途を明確にしています。</p> <p>課税実施後は、基金の状況やそれを活用した事業展開を県民の皆様にご明らかにすることで、税を有効に活用していることをお示ししたいと考えており、こうした税の活用状況の情報提供を行うことで、県民の皆様のご緑の保全・再生への認識や関心が高まることにつながるようにしていきたいと考えています。</p>
	21	・新たな外郭団体の設立等は行わず、事業の丸投げなどもしないこと。	4	<p>「県民緑税」による事業は、あくまで県の事業として実施します。実施にあたっては、より効果的な事業展開が可能となるよう、地元の市町とも連携をしていきたいと考えています。</p> <p>なお、事業を展開するために新たな外郭団体等を設置するこ</p>

				と等は考えていません。
	2 2	・事業の計画や展開、事業の検証については民間団体やボランティア等と連携するべきである。	6	<p>森林整備、都市緑化の推進の様々な場面で、県民の皆様の参画をいただくことは、大切なことと認識しています。</p> <p>森林整備や県民運動による緑化促進等については、様々な立場の皆さんに参加いただく協議会等が既にあることから、「県民緑税」を活用した事業を進めるにあたっては、こうした既存組織の協力をいただきながら検討していきたいと考えています。</p> <p>また、事業を具体的に実施する際には、市町や関係者の意見を聞きながら行うこととし、整備や維持管理等に地域住民やボランティアの皆様への参加も得ながら進めていきたいと考えています。</p>
	2 3	・実施時期、場所、期間、費用など、用途をさらに具体的にしてほしい。	3	<p>「県民緑税」を活用した事業案については、1月に実施した県民意見募集で寄せられたご意見等を踏まえ、事業内容や整備面積等の一部見直しを行いました。</p> <p>事業の具体的、実務的な作業工程等については、施行までの間、市町や県民の皆様のご意見も伺いながら、十分検討を行い、実施にあたっては、県民の皆様に分かりやすいような形で進めていきたいと考えています。</p>
	2 4	・用途の公表・広報、施策のPR、経過報告等、事業の成果が目に見えるようにしてほしい。	9	<p>新たに負担した税がどのように活用されているかは、納税義務者である県民の皆様にとって当然関心の高いところであり、また、そうした関心が高まることは、この税の意義の一つでもあります。</p> <p>こうした観点から、「県民緑税」を活用した事業展開の状況や検証結果等を、県の広報媒体等を通じて、十分県民の皆様にお示ししていきたいと考えています。</p> <p>また、具体の事業展開にあたっては、整備の必要性の高いところを優先することはもちろんですが、地域性や地元の要望等も踏まえ、県民の皆様の目に見える形で進めていきたいと考えています。</p>
	2 5	・長期的な計画のもとに効果的に税を使ってほしい。	8	<p>事業計画策定にあたっては、市町等の意見も参考にしながら、長期的な視野で計画を練るとともに、既存施策と相乗的な効果が得られるように進めていきたいと考えています。</p>
	2 6	・税収と用途の地域バランスも考慮すべきである。	1	<p>「県民緑税」は、私たちの生活に密接に関わっている緑の多様な公益的機能が十分発揮されるよう、緑の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして導入させていただくものです。</p> <p>本県の県土の7割弱が森林であり、森林整備が緑の保全・再生を進めるうえで大きなウエイトを占めることとなりますが、河川の上流に位置する森林の整備は、洪水や濁水の防止などを</p>

			<p>通じて、河川の下流域の都市部にも効果をもたらします。</p> <p>また、兵庫県は、全国でも有数の都市地域を有していることから、ゆとりと潤いに満ち、防災面でも安全・安心な都市構造の構築のため、「県民緑税」を活用し、都市地域の緑の保全・再生にも取り組むこととしています。</p>
具体的な使途等の提言	27	・災害に強い森づくりを進めていくべきである。	<p>14</p> <p>昨年の一連の風水害による山崩れや風倒木被害発生で、森林整備の重要性・必要性が改めて強く認識されたところです。</p> <p>このため、高齢人工林を部分伐採し、広葉樹等を植栽し水土保全機能を高める「針葉樹林と広葉樹林の混交林整備」、集落の裏山等の整備にあわせて簡易な防災施設を設置する「里山防災林整備」に加え、台風等風水害に強い森づくりとして、山地災害防止機能の強化を求められる間伐対象の森林において、既存施策の間伐に加え、間伐木を利用した土留工設置による土砂流出防止や低い枝打ちによる樹幹の肥大安定を行う「防災林整備」を新たな事業案として追加しました。</p>
	28	・危険性の高い箇所から整備を進めるべきである。	<p>1</p> <p>防災林整備については、間伐が必要なスギ・ヒノキ林のうち、急傾斜地や下降斜面など風水害等により人命や財産に甚大な被害を及ぼす危険がある山地災害防止機能が求められる箇所を対象として整備を進めます。</p> <p>その他の事業も、市町や地元も意見参考にしながら、必要性の高いところから整備を進めていきます。</p>
	29	・針葉樹と広葉樹の混交化を図るべきである。	<p>5</p> <p>成熟した人工林では、部分伐採を促進し、針葉樹林と広葉樹林の混交化を図ることにより森林の有する公益的機能が発揮されやすい森林の整備を目指しています。</p>
	30	・広葉樹林の拡大を図るべきである。	<p>5</p> <p>また、里山林についても、放置しておく常緑広葉樹化等により、土砂流出防止機能等の低下や生物の多様性が失われる等の問題が懸念されるため、高木の落葉広葉樹の育成等の整備を進める必要があると考えています。</p>
	31	・間伐をもっと促進すべきである。 ・間伐の補助対象を広げるべきである。	<p>12</p> <p>放置されて公益的機能が低下している森林を対象に、「新ひょうごの森づくり」計画による事業に取り組み、人工林については、現在、国の補助金等を活用し県・市町の公的支援により「森林管理100%作戦」を展開し、平成23年度までに間伐必要森林(87,500ha)すべての間伐を実施する計画です。</p> <p>しかしながら、昨年の風水害被害を踏まえ、新たな課題として山地災害防止機能の強化への早急な対応が求められているため、「防災林整備」を新たな事業案として追加しました。</p> <p>また、林業採算性の低下により伐採されず放置される高齢人工林については、部分伐採を促進し広葉樹等を植栽する「針葉樹林と広葉樹林の混交林整備」を進めていきたいと考えていま</p>

				す。
	3 2	・幼令林の保育事業にも活用すべきである。	1	幼齢林の除伐・枝打ち等の保育事業は、造林事業の中で対応することを考えており、事業枠の確保に努めます。
	3 3	・既存の森林整備事業の財源としても活用して欲しい。	6	森林の有する公益的機能の向上を目指して「新ひょうごの森づくり」計画で取り組んでいる事業（公的支援による間伐、里山林の再生、森林ボランティア育成）については、引き続き従来の財源により計画どおり進めていくこととし、「県民緑税」の充当事業は、「新ひょうごの森づくり」の中で新たな課題に対応できない部分に充てることとしています。（「3 1」参照）
	3 4	・身近で親しめる里山林整備を進めて欲しい。	5	里山林整備については、「新ひょうごの森づくり」を達成した段階で、約12,000haを整備する計画としており、案内板、遊歩道、ベンチ等の設置により県民の皆様が気軽に散策や体験活動できるような里山林の整備を行っていきます。 「県民緑税」を活用して里山林を整備する「里山防災林整備」等においても、管理歩道を整備し、地域住民やボランティアの皆様が里山に入ることができる整備を進めていきます。
	3 5	・里山林整備にボランティア活動を活かすべきである。	3	森林整備については、様々な立場の皆さんに参加いただく協議会等が既にあることから、「県民緑税」を活用した事業を進めるにあたっては、こうした組織の活用なども検討していきたいと考えています。 また、事業を具体的に実施する際には、市町や関係者の意見を聞きながら行い、整備については、植林作業や整備後の保育管理等への森林ボランティアの参加をお願いしたいと考えています。
	3 6	・野生動物・鳥類などと共生できる森づくりを進めるべきである。	7	「県民緑税」を活用した事業案として、人家・農地等に近接した森林の帯状の抜き伐りや、奥地に野生動物の育成の場となる広葉樹林を整備することで、農山村の安全で安心な生活環境を創出する「野生動物育成林整備」を進めることとしています。 この事業と既存施策で取り組んでいる防護柵設置や頭数管理等と併せて総合的に一体として実施することで、鳥類を含めた野生動物による農作物等の被害防止を、より効果的に図ります。 また、事業の実施にあたっては、事前に調査を実施し、野生動物の生息環境等を検討のうえ進めることを考えています。
	3 7	・奥山林の整備も必要ではないか。	2	「新ひょうごの森づくり」では、国立公園特別保護地区や鳥獣保護法の特別保護地区に指定されている森林を奥山林と整理していますが、こうした奥山林は開発行為等から法的に保護されていることから、その森林環境は自然の遷移に委ねることとしています。
	3 8	・上山高原エコミュージアム等に	1	「県民緑税」を活用した事業の実施にあたっては、現地の状

	も活用できないか。		<p>況や市町、森林所有者等関係者の意向を踏まえ検討します。</p> <p>なお、上山高原エコミュージアムについては、国庫補助等も含め、従来からの財源を活用して事業が進められています。</p>
39	・竹林の拡大の対策を講じる必要がある。	1	<p>竹林の放置、拡大により里山林の公益的機能の低下がみられる箇所については、事前に調査等を実施し、除伐等による対応を実施したいと考えています。</p> <p>なお、人工林における竹林対策については、既存の造林事業等の活用が合理的と考えます。</p>
40	・保安林を解除しないと施業が困難ではないか。	1	<p>保安林であっても「県民緑税」を活用した事業は、森林の有する公益的機能を高める森林施業のひとつとして位置づけられるので、法令を遵守し施行できると考えています。</p>
41	・緑の保全を名目とした開発とならないようにすべきである。	2	<p>「県民緑税」は、条例で森林や都市の緑の保全・再生に関する事業のみに活用することとしています。「防災林整備」「里山防災林整備」は、いずれも森林整備と防災施設等の設置を一体的に行うものですが、設置する施設は、間伐木等を活用した柵工等簡易なものであり、大規模な構築物の設置等は行いません。</p> <p>また「里山防災林整備」等の里山林整備では、住民等が里山に入ることができるよう管理歩道を整備しますが、これについても必要限度にとどめ、大規模な設置は考えていません。</p>
42	・自然被害の復旧対策等にも活用すべきである。	4	<p>自然災害の復旧は、災害復旧関係の予算で対応しています。</p> <p>自然災害の復旧後の森林の保育、管理については、保安林に指定されていれば治山事業等で対応しており、普通林の場合は、森林所有者等と保育・管理について協定書等を締結し実施しています。</p>
43	・作業道、林道整備の整備にも活用すべきである。	7	<p>路網整備は、森林整備や巡視等により森林の多面的機能の持続的な発揮を図る上で不可欠なものと考えています。</p> <p>本県の整備状況は、全国平均と比べ低位にあることから、県中北部の36年生以上の人工林約6万haの路網密度を平成17年度末までに、全国平均並みに高めるよう重点的に整備を進めています。</p> <p>今後とも森林整備が効率的に実施できるルート等を検討しながら、従来からの財源を活用して林道・作業道の開設に取り組んでいきます。</p> <p>また、「県民緑税」の活用を予定している「針葉樹林と広葉樹林の混交林整備」では、成熟した人工林の部分伐採を促進するため、搬出路を兼ねた作業道を開設し、森林整備を効率的に実施したいと考えています。</p>
44	・林業の担い手育成、確保が必要である。	3	<p>兵庫県では、林業労働力確保基本計画に基づき、新卒・Uターン者・他産業離職者等の参入促進や社会保障制度の充実等就</p>

			<p>労条件の改善、労働安全衛生の確保など、林業労働者の確保・育成に取り組んできたところであり、現在、地域によっては林業労働者の多寡がみられますが、延べ労働日数等に余裕があることなどから、県下の森林整備量等に見合う林業労働者の確保が見込める状況にあると考えています。</p> <p>しかしながら、過去5年間の平均で年間約60人の減少となっていることから、今後も引き続き、現行施策を計画的・継続的に実施し、人材育成に努めていきたいと考えています。</p>
45	・木材価格の安定・県産材の利用等、林業振興、林業経営者の経営意欲向上に活用して欲しい。	5	<p>兵庫県では、林道や作業道の開設・高性能機械化等による搬出コストの低減、担い手育成・森林組合体質強化等による経営基盤の強化、木造木質化作戦・県産木材の供給体制の整備等による木材利用促進により、林業採算性の向上、経営意欲向上、材価安定に取り組んでいます。</p>
46	・森林教育、花や緑の知識を深める事業も実施して欲しい。	2	<p>兵庫県では、これまでから、森林教育、花や緑の知識を深める事業として、森林体験学習や森の大切さを伝える「森のインストラクター」の育成、緑化セミナーやワークショップの開催等を実施してきました。</p> <p>今後とも、こうした従来からの財源を活用した普及啓発事業を県民のニーズを踏まえながら充実させていきたいと考えています。</p> <p>なお、「県民緑税」を活用した事業については、事業実施にあたり、県民の皆様に参加いただくことを通じて、緑についての認識を深めていただくことを考えており、さらに、整備した箇所は、小学生等の森林環境学習等にも活用していきたいと考えています。</p>
47	・税が身近に感じられるような間伐材の活用を行ってほしい。	1	<p>林業の循環を取り戻すためには、林業・木材産業の活性化はもとより木造住宅等の木材利用の促進対策は不可欠です。</p> <p>このため、従来からの財源を活用し、これまでから間伐材も含め県産木材の利用促進を図る「ひょうごの木造・木質化作戦」を展開し、</p> <p>県立施設木造・木質化20%作戦による公共施設の木造・木質化 県産木造住宅10倍増作戦による個人住宅の木造・木質化 暮らしの中に木材を取り入れる運動による木製用品のPRと 利用促進</p> <p>に取り組んでいます。</p> <p>こうした取組の中で、間伐材についても利用促進を図ってきたいと考えています。</p>
48	・森林公社を活用すれば計画的な整備が可能ではないか。	1	<p>平成6年度から平成13年度に進めた「ひょうご豊かな森づくりプラン」や平成14年度からの「新ひょうごの森づくり」では、</p>

			<p>兵庫みどり公社を森林整備の実行機関と位置づけ、県と連携しながら、計画的効率的に事業を実施しています。</p> <p>「県民緑税」を活用した事業についても、効率的な事業展開となるよう必要に応じ、公社の活用についても検討したいと考えています。</p>
49	・都市の緑化よりも森林整備を重点的に行うべきである。	5	(「3」参照)
50	・公園や小学校をはじめとした公共施設の緑化など、都市緑化の推進を図るべきである。	9	<p>安全・安心で環境負荷が少なく、多様な生物と共生する「ゆとりと潤い」のある都市構造を構築していくには、県民と一体となって都市部の緑地を増やしていく必要があると考えています。</p> <p>道路、河川や公園などの公共施設等は、これまでどおり、従来の財源を活用し公共事業により植栽・維持管理を進めていきますが、今後、こうした公共空間や公民館、小学校などで地域住民等により更なる緑化に取り組む場合や、公道に面した工場・事業所の敷地や集合住宅等での緑化を行う場合には、「県民緑税」を活用して積極的に支援していきたいと考えています。</p> <p>また、皆様とともに公園や施設、オフィス街の花を増やしていくために、これまでから「全県花いっぱい運動」を展開しており、今後とも、この運動を従来からの財源を活用し充実していきたいと考えています。</p>
51	・県民まちなみ緑化事業で配布する苗木は、もう少し若木の方がよいのではないか。	2	苗木の大きさや樹種については、県民の皆様が実際に植樹できる範囲や植樹後の活着率、地域への適性や維持管理等を総合的に考慮して想定していますが、実施にあたっては、皆様のニーズにできるだけ対応していきたいと考えています。
52	・都市緑化や地域交流活動を行うNPO等の活動資金の助成にも充てるべきである。	3	「県民緑税」は緑地整備に要する直接的な経費に充当したいと考えています。NPOなど団体の活動支援については、緑化分野に限らず従来からの財源で展開しており、団体のニーズも踏まえながら充実・強化に努めていきたいと考えています。
53	・地域住民等のコミュニティ創造につながるため、都市緑化にはボランティア等の参加を募るべきである。	3	都市緑化の重要性について、皆様に分かりやすくPRしていくとともに、県民の皆様が主体的に地域の緑化に取り組まれる活動を、「県民緑税」を活用して積極的に支援していきたいと考えています。
54	・緑を増やせる土地の整備等も行うべきである。	1	<p>既存市街地については、まとまった緑地スペースを確保することが困難なことから、小規模な空間をうまく活用していきたいと考えています。</p> <p>また、緑地整備については、植栽のほか、地盤整備等への支援も県民緑税を活用した事業としています。</p>
55	・川を通して都市と郡部が繋が	1	昨年の台風被害において、山崩れや風倒木被害により、川に

		<p>っていることを子供に教えるべきである。</p>		<p>土砂や木が流れ出し、洪水を引き起こし、さらには漁業被害が出るなど、上流部だけでなく中下流の都市部にも大きな影響を与えました。このことで改めて森林と河川の下流域との関連、森林の整備の重要性等が認識されました。</p> <p>こうしたことを踏まえ、都市緑化の重要性とともに、森林の果たす役割等を小学生等に分かりやすくPRすることや、小学生等を対象とした都市と農山村の交流活動等を促進していきたいと考えています。</p>
56		<p>・花と緑を通じて都市と郡部の交流を進めるべきである。</p>	2	<p>緑を通じた都市と郡部の交流については、これまでから森林ボランティアや森林体験学習等を行ってきたところであり、今後とも、こうした従来からの財源を活用した事業の充実を通じ、さらに交流が深まるように取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、「全県花いっぱい運動」などで、地域間の連携を図るなど、都市と農山村の交流の促進に努めていきたいと考えています。</p>
57		<p>・地域に適した樹種、在来樹種を中心に整備すべきである。</p> <p>・花粉症対策も配慮すべきである。</p>	2	<p>森林整備における植栽に当たっては、事前に調査等を実施し、現地の生育条件に適した樹種の植栽や、在来種等の樹種選定などを考えています。また、スギを植栽する場合は、車道に近く土壌など生育条件に恵まれた植栽地を選定し、枝打ち等手入れが行き届き、結実した枝が少なく花粉量の少ない健全なスギ林に育成したいと考えます。</p> <p>また、県民まちなみ緑化事業の樹種についても、維持管理を行う住民団体等の要望にも配慮しつつ、地域の特性に適応した植物種を例示し、自生種を中心とした樹種の植栽を推奨していきたいと考えています。</p>
58		<p>・森林整備は整備の標準規模を縮小し、広範囲な地域で数多くの箇所を整備すべきである。</p>	2	<p>里山林が十分な機能を発揮するように、一つの里山林で多様な種の出現割合を高めるためには10ha以上の面積が望ましいとされており、ある程度まとまった森林で事業実施することにより、事業効果を高めたいと考えています。</p> <p>また、里山とのふれあいを主目的とし、計画段階から住民参加などの手法で小規模な整備も実施していくこととしています。</p>
59		<p>・整備だけでなく、その後の維持管理も事業とすべきである。</p>	2	<p>初期の整備のみで事業が終了したのではなく、整備後の利活用がなされるのが事業の始まりであると認識しています。</p> <p>このため、求められる森林機能に応じた維持管理手法を明確にし、県・市町・地域・森林ボランティア等の役割分担をしながら情報公開やPRに努め、継続して維持管理していくことができるシステムを構築していきます。</p>

			<p>また、県民まちなみ緑化事業も基本的に都市緑地整備の直接経費を対象としていますが、整備後の維持管理については地域の住民の皆様にご負担を担っていただきたいと考えており、その活動支援については、これまでの施策の充実を中心に対応していきたいと考えています。</p>
	60	・湿地や干潟・砂浜等の水環境保全に活用すべきである。	1 <p>湿地等の水環境保全は重要なことですが、まずは、県土の7割弱を占める緑を保全・再生していくことが喫緊の課題であると考えています。近年、森林整備が海の環境に良い影響を及ぼすことが認識されていることなどから、結果的に海、河川等の環境保全にもつながっていくものと考えています。</p>
県民・市町の理解	61	・緑の保全の重要性も含め、県民へのPR、県民の理解が重要である。	15 <p>緑の公的機能の重要性、「県民緑税」の必要性について、平成18年度の施行までの間に、各種広報、県民が参加する「ひょうご森の祭典」等のイベントや森林ボランティア養成講座等の研修機会を活用するなど、十分周知を図り、皆様のご理解を賜るよう努力したいと考えています。</p> <p>「県民緑税」を活用した事業の展開にあたっては、地域性、地元の要望を踏まえ、市町等とも協議しながら具体的な計画を定めて進めたいと考えており、また、県民の参加による植栽のイベントの開催など、目に見えた形とすることも考えています。</p> <p>進捗状況等については、随時調査・検証を行い、県ホームページ、パンフレット等を活用して検証結果も報告できるようにすることを考えています。</p>
	62	・さらに具体的な情報を提供し、もっと広く意見をつのるべきである。	5 <p>「県民緑税」の個人分の賦課徴収は市町に担っていただくこととなりますが、18年度課税開始までの間に、賦課徴収に支障が生じないよう、県民の皆様への周知に努めるとともに、市町との実務面での協議を進めたいと考えています。</p> <p>事業実施にあたっては、市町とも十分に協議し、具体的な計画を定めて進めていきたいと考えています。</p>
	63	・賦課徴収、事業実施で市町との十分な連携を行うべきである。	3 <p>「県民緑税」の個人分の賦課徴収は市町に担っていただくこととなりますが、18年度課税開始までの間に、賦課徴収に支障が生じないよう、県民の皆様への周知に努めるとともに、市町との実務面での協議を進めたいと考えています。</p> <p>事業実施にあたっては、市町とも十分に協議し、具体的な計画を定めて進めていきたいと考えています。</p>
	64	・都市部と郡部の相互理解が必要である。	4 <p>森林や都市地域の緑の持つ公的機能の重要性について、都市部と森林地域の皆様それぞれにご理解いただくことが最も重要なことであると考えており、今後、「県民緑税」の周知に取り組む中で十分な意識醸成を図っていきたくと考えています。</p>
行政への提言、意見	65	・これまでの拡大造林施策は見直すべきである。	10 <p>拡大造林は、戦中戦後の復興や経済成長期の木材需要対策、農山村の雇用対策など社会経済情勢の要請を受けて政策的に進められてきましたが、伐期に達しようとする現在では、木材に国際競争力が求められ、外材に比べ極めて不利となっています。また、木材流通体制の遅れや生活様式の洋風化などによるニーズの変化など国内での条件も厳しい状況です。</p> <p>こうした中、森林資源は大きく蓄積を増し、二酸化炭素の吸</p>

				収による温暖化防止や山地災害防止や大気の浄化など、様々な公益的機能の高度発揮が求められていますが、森林所有者等関係者の努力だけではもはや森林を保全できない現状にあることから、社会全体で森林を支える仕組みを構築し、森林の公益的機能の回復を図りたいと考えています。
66	・林業の衰退の一因は外材の輸入自由化であり対応が必要ではないか。	3	昭和30年代に経済成長と木材需要増大に伴い、木材価格が高騰し消費者物価が上昇したことから、物価上昇を抑え国民生活の安定を図るため、国策として外材の緊急輸入が行われました。以降、高度経済成長とともに国内材の供給不足から外材輸入量が増大し、現在でも木材自給率が低下し続けています。 林業は、このような社会経済情勢に大きな影響を受けていますが、現代では、木材は国際的商品であり、国内資源を保護するための輸入制限処置は、WTOなどの国際協定に反する行為と見なされ厳しい国際世論にさらされるため、実現困難といわれています。	
67	・人工林の保全を重要課題として取り組む必要がある。	2	「31」参照	
68	・環境整備林事業は行政による危険の増幅につながり、また、遊歩道も利用されていない。	1	間伐の実施で林内に陽光が入ることにより、主林木の成長、下層植生の生育が促され、土砂の流出防止、保水機能等の森林の公益的機能の向上につながります。 また、歩道の利用については、県のホームページ、パンフレットの配布等により、地域住民、森林ボランティア団体等に森林整備への参加をさらに呼びかけ、利用促進を図りたいと考えています。	
69	・従来の財源では間伐が十分進まない。	4	人工林の間伐については、現在、国の補助金等を活用しながら「森林管理100%作戦」を展開しており、平成23年度までに間伐が必要とされる森林についてはすべて間伐を実施する計画です。 しかし、昨年の風水害被害を踏まえ、山地災害防止機能の強化が新たな課題として早急な対応が求められているため、「県民緑税」を活用して新たに防災林整備を追加したいと考えています。 また、高齢人工林についても、林業が低迷している状況では、放置され公益的機能の低下が懸念されることから、林齢の異なる多種多様な森林へと誘導し、森林の有する公益的機能の維持・回復を図っていくことを考えています。 なお、間伐材の搬出費の補助については、搬出する材は市場へ出荷される材であり、直接的な経済行為につながる事業は、新税になじまないと考えます。	

70	・間伐した木の処理を適切に行わないと河川が荒れることになるのではないか。	1	<p>台風時に、山の崩壊等により土砂と間伐木が一緒に河川へ流出したという事例はありますが、間伐木のみが河川に流出したという事実はありません。</p> <p>山地災害防止機能林で実施する間伐については、伐採木を利用した土留工を設置し、土砂流出防止等を図って行くことを検討していきます。</p>
71	・伐採跡地を放置しないよう指導が必要である。	1	<p>伐採跡地の植栽については、森林所有者等の指導を既に行っていますが、植栽が行われず放置される場合には、県のフォローアップのもと、市町が主体となって、森林所有者等に対する跡地への植栽・造林の指導、補助金制度の説明等を行い、伐採跡地の適切な更新に向けさらに指導に努めていきます。</p>
72	・地形によっては長伐期化を進めると、災害時の被害が拡大するのではないか。	1	<p>長伐期化を進めることは、当然台風等気象災害に遭遇する確率が増すこととなります。しかし、長伐期化により木材生産量の増大や搬出コストの減につながり生産性の向上に寄与することになるため、現実には、地形や生育状況等により気象災害のリスクと生産性を勘案しながら森林整備の方針をたてていくこととなります。</p> <p>「県民緑税」を活用した事業では、同一時期に大面積に造林された高齢人工林について部分伐採を行い、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備を進めるため、作業道を開設や広葉樹の植栽等を行い、多様な森林が配置される災害に強い森づくりを進めていきます。</p>
73	・県産材の普及や材価の安定を図る等、林業が業として成り立つ施策が必要である。	5	<p>現在、県においては、県産木材の利用促進を図るため、「ひょうごの木造・木質化作戦」を展開しており、</p> <p>県立施設木造・木質化20%作戦による公共施設の木造・木質化 県産木造住宅10倍増作戦による個人住宅への木造・木質化、 暮らしの中に木材取り入れる運動による木製用品のPRと利用促進に取り組んでいます。</p> <p>また、安定的な供給のため、路網整備、経営基盤の強化などを進め、需要と供給の両面から林業採算性の向上、木材価格の安定化等に取り組んでいます。</p> <p>そのような中で、「県民緑税」を活用する「針葉樹林と広葉樹林の混交林整備」は、計画的・安定的な高齢人工林の伐採、搬出により、品質・性能が確保された県産木材を低コストで安定できる体制整備につながると考えています。</p>
74	・生産森林組合への支援に配慮した施策展開が必要である。	1	<p>「針葉樹林と広葉樹林の混交林整備」は、生産森林組合の大面積高齢人工林についても進めていきたいと考えています。</p>
75	・森林組合の指導を的確に行う必要がある。	1	<p>森林所有者の協同組織である森林組合については、森林整備の技術を持つ作業班組織を有しており、地域における森林整備</p>

				<p>の中核的担い手として、育成強化を図っています。具体的には、経営基盤の強化、執行体制の整備、地域森林整備体制の充実等を図るとともに、情報提供や助言を行っています。</p> <p>「県民緑税」を活用する事業についても、森林整備については中心となって担えるよう、さらに指導を強化していきたいと考えます。</p>
76	・森林ボランティアでは作業が限られるので人材確保が必要である。	1	<p>県では森林ボランティアへの実技研修、安全研修等を実施しており、平成16年3月末現在、県下で49団体5千人程度と、森林ボランティアの輪の拡がりや深まりが見られます。</p> <p>しかし、県としては、森林ボランティアは森林整備の労働力として期待するものではなく、ボランティア活動を通じて森林への理解と関心を高める森の支援者として位置づけています。</p> <p>一方、林業労働者は、平成15年度末で約1,300人となっており、地域によって多寡がみられますが、延べ労働日数等に余裕があることなどから、今後の県下の森林整備量等に見合う林業労働者の確保は可能な状況にあると見込んでいます。</p> <p>しかし、林業労働者は減少傾向にあることから、県では林業労働力確保基本計画に基づき、新卒者等の参入促進や社会保障制度の充実等就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に取り組んでおり、引き続き、現行施策を計画的・継続的に実施し、人材育成に努めていきたいと考えています。</p>	
77	・森林ボランティア促進のため、整備した木を自己所有としてはどうか。	1	<p>森林所有者とボランティアとの間で、植栽した木の管理、提供等について協定等を交わすことも、ひとつの方法と考えられますが、基本的には森林所有者とボランティアとの間で枠組み等を協議していただくこととなります。</p>	
78	・地域住民と都市住民、ボランティアが協働で整備できる里山林を確保し情報提供すべきである。	1	<p>間伐や混交林整備実施後の保育等の維持管理は、地域住民や森林ボランティアに担っていただきたいと考えています。</p> <p>現在も、森林ボランティアの活動地や活動予定は県のホームページで紹介していますが、今後もこうした県の広報媒体を通じて活動への参加を促進していきたいと考えています。</p> <p>また、里山林整備箇所についても、地域住民や森林ボランティア等が活動できる仕組みをつくり、情報提供していきたいと考えています。</p>	
79	・森林整備や農業に従事を希望するシニアの都市住民と郡部の需要とのマッチングを図ってはどうか。	1	<p>森林ボランティア養成講座への参加呼びかけなど、企業広報媒体等を通じた積極的なPRを実施するとともに、森林ボランティア団体の紹介等により、団塊世代や定年者への森づくりへの参加を促進します。</p>	
80	・森林、河川等の管理者が、県なのか市町なのか明確でない。	2	<p>森林、河川等については、森林法、河川法、砂防法、自然公園法等の各種法律で、各管理主体によってそれぞれ管理が行わ</p>	

				<p>れていますが、事業実施にあたっては、情報交換等により他所管との連携を視野に入れながら事業に取り組んでいきたいと考えています。</p>
8 1	・鹿等の頭数管理、害獣駆除をきちんと行うべきである。	3	<p>特定鳥獣保護管理計画に基づき、シカ等の個体数管理、被害管理を推進するとともに、野生動物育成林整備を実施し、生息地管理としての森林整備を進めます。</p>	
8 2	・風倒木処理の予算措置を早期に明確にしてほしい。	1	<p>風倒木処理に関しては、災害復旧事業等により、今後3年間で復旧するよう対応していきます。</p>	
8 3	・県産材の使用を条件に農地から宅地への転用を緩和してはどうか。	1	<p>農地の転用は、農地法等に基づき規制されている許可制度であり、県での運用は困難です。</p>	
8 4	・ボランティア休暇取得の促進、運営資金助成、技術支援等のボランティア支援をすべきである。	1	<p>森林ボランティアについては、活動地や活動予定を県のホームページで紹介しており、今後もこうした県の広報媒体を通じて活動への参加を促進します。また、都市の緑化活動グループ等への技術指導等については、これまでの施策を活用して支援を図っていききたいと考えています。</p> <p>このほか、一般的なボランティアについては、ひょうごボランティアプラザ等を通じて、情報提供や活動資金支援など、ボランティア活動への様々な支援を行っています。</p>	
8 5	・ボランティアや森林整備が子供の教育に結びつくようにすべきである。	1	<p>森林整備は県で実施しますが、整備後は森林所有者と地域住民と森林ボランティアが連携し、下刈り・枝打ち等保育を実施することも取り入れていききたいと考えます。</p> <p>また、都市の緑化についても、地域住民の皆様には維持管理を担っていただきたいと考えています。</p> <p>こうした取組に参加することを通じて、子供達が緑の大切さを学ぶ機会を作るとともに、里山林整備地を活用し、緑の少年団をはじめ多くの子ども達が森林や自然の大切さを学び実感する活動を展開したいと考えています。</p>	
8 6	・宅地等の開発時と緑地帯の整備をセットで許可、助成すべきである。	1	<p>宅地・マンション等の開発時には、市町の条例等により緑地帯・生垣等の設置が指導・実施されていますが、さらに質の高い緑地を整備される場合には、「県民緑税」を活用して支援していききたいと考えています。</p>	
8 7	・ボランティアに頼らない行政運営を行うべきである。	1	<p>阪神・淡路大震災では、ボランティア・NPO等による草の根の活動が復興を支える大きな力となり、県民の主体的な取組の大切さが改めて認識されました。</p> <p>こうした県民の主体的な取組を、成熟社会にふさわしい参画と協働による兵庫づくりへと継承・発展していくことが期待されており、そのためには、県民一人ひとり、地域団体、ボランティアグループなどの団体、事業者、行政など地域社会を構成</p>	

				<p>する多様な主体が、それぞれの役割を分担しながら相互のパートナーシップを確立する必要があると考えています。</p> <p>このため、兵庫県ではボランティア活動等が広く県民に理解され、活動の場が広がる機会を提供するとともに、これらの活動が社会に根付き、広がるよう、その基盤となる活動環境を支援しています。</p>
	88	・県ホームページへの意見交換用の掲示板の設置をしてはどうか。	1	<p>一般的な掲示板の設置については書き込み内容等の管理上の問題から困難と考えますが、県へのご意見・ご提言については、県ホームページにあるさわやか提案箱や各課室の問合せ先等を活用いただくことができます。</p>
その他	89	・国や他府県にもこうした税の必要性を強調すべきである。	2	<p>緑の保全に係る税制度については、森林の保全を目的とした税制度（いずれも県民税均等割超過課税）が、既に12県で実施（条例制定含む）されており、その他の県でも様々な検討がなされています。</p> <p>また、具体化はしていませんが、国においても「環境税」の用途の一部として、森林保全を挙げており、緑の保全のために新たに負担を求めるということが、全国的にも検討されている状況にあります。</p>
	90	・環境税との関係はどうなるのか知りたい。	2	<p>環境省等において、二酸化炭素の排出を抑制するため、環境税（地球温暖化対策税）が検討され、昨年の税制改正の議論の中でも取り上げられました。しかしながら、税制度としての環境税の検討は、未だ具体的に進められておらず、現時点では、環境税の動向が、直接、「県民緑税」に影響を及ぼすとは考えていません。</p> <p>しかしながら、環境税の用途に、森林の保全等も含まれており、「県民緑税」と用途が重複する部分もありますので、その検討の動向は注視する必要があります。</p>
	91	・地域通貨による「県民緑税」の納付システムの提案	1	<p>現在の地方税制度では寄付金控除等が限定されており、すぐにご提案のシステムが実現できる状況ではありません。</p> <p>当面は、所得税等も含めた、寄付金控除の検討の状況等を見守っていきたいと考えています。</p>